

高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化について

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

令和8年3月

運営基準における虐待防止規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

1 基本方針

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 運営規程

「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めておかなければならない。

3 虐待の防止

指定居宅サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を**定期的**に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための**指針を整備**すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的**に実施すること
- ④ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための**担当者を置くこと**

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その1

虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること 等

参考資料 厚労省 Webサイト:高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等のページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について その2

虐待の防止のための指針(第2号)

指定居宅サービス事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 等

運営基準における身体的拘束等禁止に係る規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

1 具体的取り扱い方針

【対象】全ての指定居宅サービス事業所 ※介護予防を含む

- I 指定居宅サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**
- II 前号の身体的拘束等を行う場合には、その**態様及び時間**、その際の**利用者の心身の状況**並びに**緊急やむを得ない理由**を**記録**しなければならない。

2 記録の整備

上記IIの記録は利用者のサービス提供の記録等と同じく「**その完結の日から5年間**」保存しなければならない。

緊急やむを得ない場合の「3つの要件」

「やむを得ない場合」であっても実施前に必ず下記の3つの要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認を行う。

[切迫性] 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

[非代替性] 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを組織で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

[一時性] 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

緊急やむを得ない場合に記録すべき内容

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、そのアセスメントの内容、開始までに実施した手続き、具体的な身体的拘束等について記録しなければならない

- イ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、要件を満たしていると判断した**具体的理由、検討の記録**。再検討を行うごとに逐次その記録。
- ロ 本人及び家族等への身体拘束に関する**説明の記録**。
- ハ **本人の状態**や、家族の意見についての記録。
- ニ 身体的拘束の**方法、時間、利用者の態様、解除時期、解除方法**等の記録。

参考資料

- ①令和4年3月「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」認知症介護研究・研修仙台センター
- ②令和7年3月改定「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚労省
- ③令和7年3月「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」(上記国マニュアルの別冊として作成)厚労省
- ④平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引き」厚労省

老高発1225第1号
老認発1225第1号
老老発1225第1号
令和7年12月25日

別記団体の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)
認知症施策・地域介護推進課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化
のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本日公表する令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえ、今後、貴会と連携しつつ、高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底を図り、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めて参りたいと考えております。

つきましては、下記のとおり速やかに貴会会員への周知を図っていただくとともに、下記1の調査結果のポイントの内容も踏まえ、貴会による高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底に向けた啓発活動の実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査結果のポイント

令和6年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の分析結果によって明らかとなった実態は次のとおり。

- ・養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、引き続き増加したこと。
- ・養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所に占める、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームの割合は、引き続き高い水準で推移している

こと。

- ・養護者による虐待に関して、近年、警察からの通報が増加傾向にあったが、介護・医療等関係者からの通報と比較しても最多となったこと。
- ・養介護施設従事者等による虐待の要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」や、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員のストレス・感情コントロール」が引き続き多いこと。

2. 調査結果を踏まえ周知及び啓発を行っていただきたい内容

(1) 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置及び身体的拘束等の適正化のための措置等の実施の徹底について

令和6年度介護報酬改定において決定された高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置は以下のとおりであり、その実施の徹底を改めて図ること。

- ・令和6年4月1日から、全ての介護サービス事業者を対象として高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）の実施が義務づけられており、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算されること
- ・令和6年4月1日から、訪問・通所系介護サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられていること
- ・令和7年4月1日から、短期入所・多機能系介護サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されること

なお、施設系・居住系の介護サービスについては、既に身体的拘束等の適正化のための措置の未実施の場合の減算が適用されているところであるが、改めて措置の実施の徹底を図ること。また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

(2) 令和6年度調査結果において明らかとなった実態を踏まえた高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施について

上記（1）の高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置として設置することとされている委員会において、主な虐待の発生要因を踏まえた検討及び研修カリキュラムの内容を検討するとともに（例として、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容を含めるなど）、その内容を踏まえた研修を実施すること。また、引き続き身体的拘束等の適正化についての具体策の検討を行うこと。その際、委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等については、以下の資料や通知を参照すること。

- ・「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」別冊 令和7年3月、

厚生労働省老健局) (<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>)

・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(令和6年12月6日老発1206第2号厚生労働省老健局長通知)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index_00003.html)

・認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>)

なお、今年度実施している厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等を整理し、施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に報告書と併せて厚生労働省ホームページ*等にて公表予定であるため、取組の参考としていただきたい。

* 厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

別記

「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」

別記団体一覧

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般社団法人 高齢者住宅協会
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人 全国介護事業者連盟
一般社団法人 シルバーサービス振興会
一般社団法人 日本在宅介護協会
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉委員会
一般財団法人 長寿社会開発センター
公益社団法人 日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン（NCCU）
民間介護事業推進委員会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会